

参考資料

7.1 JR小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会

7.1.1 設置要綱

JR小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会の設置及び運営に関する要綱

制 定 令和2年2月28日

(設置)

第1条 昭和40年代に整備されたJR小樽駅前広場について、再開発の準備が進められている小樽駅前第1ビルとの連携による広場機能の分担等を考慮しながら、安全で機能的な交通拠点となるよう再整備する基本計画(JR小樽駅前広場再整備基本計画(以下「基本計画」という。))を策定するため、JR小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 基本計画案に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者(以下、「委員」という。)をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により委員となった者は、この限りでない。
- 5 前項の代理者は、委員とみなす。
- 6 委員長は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者に意見又は説明を求めることができる。
- 7 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに、回議によって議決することができる。
 - (1) 協議事項が軽易なものであるとき。
 - (2) その他やむを得ない理由があるとき。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、建設部新幹線・まちづくり推進室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

参考資料

7.1.2 JR小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会委員名簿

要綱第3条の区分	所属・役職等	氏名	備考
(1) 学識経験を有する者	国立大学法人 小樽商科大学 商学部 教授	大津 晶	
(2) 関係団体等が推薦する者	小樽商工会議所 副会頭	中野 豊	
	一般社団法人 小樽観光協会 専務 (同 専務理事)	徳満 康浩 (鈴木 健介)	(R4. 4. 10 退任)
	小樽市商店街振興組合連合会 事務局長	横山 登起男	
	一般社団法人 小樽身体障害者福祉協会 会長	浅田 勲	
	(同 常務理事・事務局長)	(藤原 克之)	(R3. 7. 31 退任)
	社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会 事務局長	森 貴仁	
	(同 前常務理事・事務局長)	(三船 貴史)	(R3. 4. 30 退任)
	小樽市総連合町会 会長	堀口 雅行	
	(同 前会長)	(増田 榮治)	(R3. 5. 31 退任)
	北海道旅客鉄道株式会社 総合企画本部地域計画部 主幹	野澤 憲士	
	北海道旅客鉄道株式会社 小樽地区駅 小樽駅 駅長	加藤 維大	
	北海道中央バス株式会社 バス事業部 副部長	荒井 征人	
	ジェイ・アール北海道バス株式会社 営業部担当部長	大木 雅智	
	ニセコバス株式会社 常務取締役	尾形 崇士	
小樽ハイヤー協会 指導委員長	坂田 理		
(3) 市民		中島 史也	
(4) 関係行政機関の職員	国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部 道路計画課長	九笹 英司	
	(同 前道路計画課長)	(佐々木 博一)	(R4. 4. 10 退任)
	小樽市 建設部 建設事業室長	池澤 聖志	
	(同 前建設事業室長)	(松浦 裕仁)	(R3. 4. 30 退任)
	札幌方面小樽警察署 交通第一課長	小山内 雄亮	
	(同 前交通第一課長)	(宮崎 慎吾)	(R3. 4. 30 退任)
	北海道 後志総合振興局 小樽建設管理部 事業室 地域調整課長	椋平 剛史	
(同 前地域調整課長)	(鈴木 博文)	(R4. 4. 10 退任)	
(5) 小樽駅前第1ビル周辺地区 再開発準備組合を代表する者	小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合 理事長	浅村 公二	

7.1.3 会議の開催内容

		開催日	議 題
令和2年度	第1回	令和2年 8月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選任及び副委員長の指名 ・JR小樽駅前広場再整備基本計画の進め方について ・まちづくりの方向性等について ・小樽駅前広場の再整備方針(案)等について ・市民アンケート調査について ・交通量調査について
	第2回	令和2年 12月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果について ・交通量調査結果について ・第1回検討委員会資料の修正について(JR小樽駅前広場の再整備方針等) ・再整備案について ・計画書(素案)(第1章から第5章)について
	第3回	令和3年 2月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回会議の意見に対する検討・検証結果について ・計画策定の前提について ・配置計画案について ・計画書案について ・第2回JR小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会の主なその他意見について ・JR小樽駅前広場再整備比較案(修正案)について
	第4回 (書面開催)	令和3年 3月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・「JR小樽駅前広場再整備基本計画(素案)(第1章から第6章(複数案検討まで))」について
令和3年度	第1回	令和4年 2月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経緯と今後の進め方について(骨子) ・基本計画に関する関係機関協議結果について ・JR小樽駅前広場再整備案の選択について ・JR小樽駅前広場再整備基本計画(素案)について
令和4年度	第1回 (書面開催)	令和4年 5月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・「JR小樽駅前広場再整備基本計画(素案)」の決定について

J R小樽駅前広場再整備基本計画

発 行 : 小樽市

発行年月 : 令和4年5月

住 所 : 〒047-0024
小樽市花園5丁目10番1号

T E L : 0134-32-4111 (代表)

編 集 : 小樽市建設部 新幹線・まちづくり推進室